三　廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物埋設地の附属施設及びその敷地
四　前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
五　廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
六　廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄
七　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
八　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
九　廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
十　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
十一　廃止措置の実施体制
十二　廃止措置に係る品質保証計画
十三　廃止措置の工程
十四　廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第七十八条の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第七十八条の三　法第五十一条の二十四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第七十八条の四　第一種廃棄物埋設事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］
二　事業所の名称及び所在地
三　廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象附属施設」という。）及びその敷地

［四～七　略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～四　略］
五　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
六　［略］
七　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

［八～十　略］

3　［略］

［条を加える。］

［条を加える。］

（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］
二　廃止措置に係る事業所の名称及び所在地
三　廃止措置対象附属施設及びその敷地

［四～七　同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～四　同上］
五　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
六　［同上］
七　廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

［八～十　同上］

3　［同上］